

資料 1

総務大臣諮問第 3 0 5 号説明資料

総 郵 信 第 1 1 号

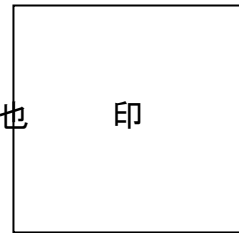
平成 2 0 年 2 月 2 9 日

郵 政 行 政 審 議 会

会 長 森 下 洋 一 殿

総 務 大 臣

増 田 寛 也 印



諮 問 書

総務大臣諮問第 3 0 5 号

赤帽タカノ運送店 高野 雄司ほか 1 7 者から、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 1 4 年法律第 9 9 号）第 2 9 条の規定に基づき、別添のとおり特定信書便事業の許可申請があった。その概要は別紙 1 - 1 及び別紙 1 - 2 のとおりである。

これについて審査した結果は、別添審査結果（概要は別紙 2）のとおりであり、同法第 3 1 条各号の規定に適合しており、かつ、同法第 3 3 条において準用する同法第 8 条各号の規定に該当しないと認められる。よって、同法第 2 9 条の規定に基づき許可することとしたい。

なお、申請者のうち株式会社 K D D I エボルバについては、第一種貨物利用運送事業の登録を受けることを本件許可の停止条件としたい。

上記のことについて諮問する。

特定信書便事業の許可申請の概要1

	申請者名 (本社所在地・資本金等)	提供サービス			提供区域	事業開始 予定日
		90 cm/ 4 kg超 ①	3 時間 ②	1,000 円超 ③		
北海道	1 赤帽タカノ運送店 高野 雄司 (北海道札幌市・—)	○	○	○	①、②北海道札幌市 ③引受地： 北海道札幌市、小樽市、石狩市、江別市、北広島市、恵庭市及び千歳市 配達地： 北海道	平成20年 4月1日
	2 ㈱富田通商 (北海道北見市・5,000万円)	○	○		①引受地： 北海道北見市 配達地： 北海道網走支庁管内 ②北海道北見市(留辺蘂町富士見を除く。)	平成20年 4月1日
	3 心陽軽自動車運送協同組合 (北海道札幌市・1,883万円)	○	○		①、②北海道札幌市	平成20年 4月1日
東北	4 ㈱秋田県赤帽 (秋田県秋田市・1,565万円)	○			①秋田県	平成20年 4月1日
関東	5 ㈱KDDIエボルバ (東京都新宿区・5億8,805万円)			○	③日本全国	平成20年 5月1日
	6 東水梱包運輸㈱ (東京都北区・1,600万円)	○			①埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、茨城県、栃木県及び群馬県	平成20年 4月1日
東海	7 ㈱運転社 (岐阜県岐阜市・300万円)		○		②岐阜県岐阜市	平成20年 4月1日
	8 三重執鬼㈱ (三重県鈴鹿市・5,000万円)		○		②三重県鈴鹿市	平成20年 4月1日
	9 TB物流サービス㈱ (岐阜県岐阜市・5,000万円)	○			①愛知県、岐阜県及び三重県	平成20年 4月1日
	10 ㈱トヨタエンタプライズ (愛知県名古屋市・1億2,000万円)	○			①愛知県	平成20年 4月1日

	申請者名 (本社所在地・資本金等)	提供サービス			提供区域	事業開始 予定日
		90 cm/ 4 kg超 ①	3 時間 ②	1,000 円超 ③		
東海	11 株アイ・シー・アール (愛知県名古屋市・1 億円)			○	③引受地： 愛知県 配達地： 愛知県、岐阜県及び 三重県	平成 20 年 4 月 1 日
近畿	12 堺南運輸商社(株) (大阪府堺市・6,000 万円)	○		○	①、③大阪府	平成 20 年 4 月 1 日
	13 有アイズ物流 (兵庫県川西市・500 万円)	○		○	①、③引受地： 滋賀県、京都府、 大阪府及び兵庫 県 配達地： 滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県及び和歌 山県	平成 20 年 4 月 1 日
	14 有サポートシステム (兵庫県尼崎市・300 万円)	○		○	①、③引受地： 滋賀県、京都府、 大阪府及び兵庫 県 配達地： 滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県及び和歌 山県	平成 20 年 4 月 1 日
中国	15 株赤田運輸産業 (岡山県笠岡市・1,000 万円)	○	○	○	①、③引受地： 岡山県及び広島 県 配達地： 中国各県 ②岡山県笠岡市、里庄町、 浅口市、井原市、矢掛 町、倉敷市（高梁川以 西）及び広島県福山市 (離島を除く。)	平成 20 年 4 月 1 日

	申請者名 (本社所在地・資本金等)	提供サービス			提供区域	事業開始 予定日	
		90 cm/ 4 kg超 ①	3時間 ②	1,000 円超 ③			
	16	(株)益田市総合サービス (島根県益田市・9,405万円)	○			①島根県益田市	平成20年 4月1日
九州	17	社会福祉法人 熊本市手をつなぐ育成会 (熊本県熊本市・5,216万円)	○	○		①熊本県 ②熊本県熊本市	平成20年 4月1日
	18	富士警備保障(株) (佐賀県佐賀市・2億9,450万円)	○			①引受地： 佐賀県、福岡県、長 崎県長崎市、佐世保 市、平戸市、松浦市、 諫早市、大村市及び 島原市 配達地： 九州各県	平成20年 4月1日

特定信書便事業の許可申請の概要2

1 申請者及び事業計画の概要

		1	2	3	4	5
申請者の概要		赤帽タカノ運送店 住所：北海道札幌市 代表者：高野 雄司 他の事業：貨物軽自動車運送業	(株)富田通商 住所：北海道北見市 代表者：富田 吉弘 他の事業：一般貨物自動車運送業等	心陽軽自動車運送協同組合 住所：北海道札幌市 代表者：長岡 勉 他の事業：事業協同組合（他に分類されないもの）	(株)秋田県赤帽 住所：秋田県秋田市 代表者：佐藤 敬一 他の事業：貨物軽自動車運送業	(株)KDDIエボルバ 住所：東京都新宿区 代表者：伊東 博 他の事業：電気通信に附帯するサービス業等
申請年月日		平成 20 年 1 月 25 日	平成 20 年 1 月 28 日	平成 20 年 1 月 28 日	平成 20 年 1 月 23 日	平成 20 年 2 月 4 日
① 参入分野 (注) 〔2号については 主な提供区域〕	1号	○	○	○	○	
	2号	○	○	○		
	3号	○				○
② 引受けの方法	営業所等	○	○	○	○	○
	取集	○	○	○	○	
	巡回	○	○	○	○	
	定期	○	○	○	○	
③ 配達の方法	対面交付	○	○	○	○	○
	受箱等投函	○	○	○	○	○
④ 事業開始予定日		平成 20 年 4 月 1 日	平成 20 年 4 月 1 日	平成 20 年 4 月 1 日	平成 20 年 4 月 1 日	平成 20 年 5 月 1 日

注：1号→90cm/4kg 超の役務、2号→3時間以内の送達の役務、3号→1,000円超の料金の役務

2 3時間審査

① 最長時間経路	始点	65.0km 札幌市・あいの里 4-9	102.4km 北見市・留辺薬町厚和 146	65.0km 札幌市・中山峠	/	/
	終点	札幌市・中山峠	北見市・常呂町 43	札幌市・あいの里 4-7	/	/
② 提供区域の審査	主な送達手段	軽四輪自動車等	普通自動車等	軽四輪自動車	/	/
	引受等時間	15分	5分	15分	/	/
	実測時間	走 110分 合計 125分	走 133分 合計 138分	走 138分 合計 153分	/	/
	ATIS計測時間	走 142分 合計 157分	走 154分 合計 159分	走 142分 合計 157分	/	/
③ 道路交通法令の遵守		○	○	○	/	/

注：「実測時間」及び「ATIS計測時間」欄の走は走行時間、合計は引受等所要時間と走行時間の合計を示す。

3 事業収支見積り及び資金計画等（単位：百万円）

① 事業収支見積り 〔委員限り〕	初年度／全体					
	翌年度／全体					
② 算出方法	収入	顧客へのヒアリング結果を考慮して算出した推定取扱信書便物数に予定単価を乗じて算出	契約が見込まれる者との間で予定する契約額等を基に算出	契約が見込まれる者との間で予定する契約額等を基に算出	契約が見込まれる者との間で予定する契約額等を基に算出	顧客へのヒアリング結果を考慮して算出した推定取扱信書便物数に予定単価を乗じて算出
	支出	支出項目ごとに単価を積み上げること等により算出	支出項目ごとに単価を積み上げること等により算出	設備等を共用するその他の事業との収入比により案分して算出	設備等を共用するその他の事業との収入比により案分して算出	支出項目ごとに単価を積み上げること等により算出
③ 所要資金／調達方法〔委員限り〕						
④ 業務委託等の有無		—	—	○	○	○
⑤ 自動車輸送等に係る行政庁の許可等		○	○	—	○	○（見込み）

注：「事業収支見積り」欄の収は収入、支は支出を示す。

「事業収支見積り」欄の「全体」は申請者が行う事業（特定信書便事業を含む。）全体の収支を示す。

特定信書便事業の許可申請の概要2

1 申請者及び事業計画の概要

		6	7	8	9	10
申請者の概要		東水梱包運輸(株) 住所：東京都北区 代表者：中村 真 他の事業：一般貨物自動車運送業等	(株)運転社 住所：岐阜県岐阜市 代表者：吉田 幸子 他の事業：一般貨物自動車運送業等	三重執鬼(株) 住所：三重県鈴鹿市 代表者：寺田 武則 他の事業：一般貨物自動車運送業等	TB物流サービス(株) 住所：岐阜県岐阜市 代表者：中林 亨 他の事業：一般貨物自動車運送業等	(株)トヨタエンタプライズ 住所：愛知県名古屋市 代表者：根石 廣正 他の事業：ビルメンテナンス業等
申請年月日		平成20年2月4日	平成20年1月31日	平成20年1月31日	平成20年1月31日	平成20年1月31日
① 参入分野 (注) 2号については 主な提供区域	1号	○			○	○
	2号		○	○		
	3号					
② 引受けの方法	営業所等		○			○
	取集		○			○
	巡回	○	○	○	○	○
	定期	○	○	○	○	○
③ 配達の方法	対面交付	○	○	○	○	○
	受箱等投函	○	○	○	○	○
④ 事業開始予定日		平成20年4月1日	平成20年4月1日	平成20年4月1日	平成20年4月1日	平成20年4月1日

注：1号→90cm/4kg 超の役務、2号→3時間以内の送達の役務、3号→1,000円超の料金の役務

2 3時間審査

① 最長時間経路	始点	27.0km	26.3km		
	終点	岐阜市・山県北野	鈴鹿市・磯山駅前		
② 提供区域の審査	主な送達手段	普通自動車等	普通自動車等		
	引受等時間	60分	75分		
	実測時間	走 66分 合計 126分	走 73分 合計 148分		
	ATIS計測時間	走 70分 合計 130分	走 74分 合計 149分		
③ 道路交通法令の遵守		○	○		

注：「実測時間」及び「ATIS計測時間」欄の走は走行時間、合計は引受等所要時間と走行時間の合計を示す。

3 事業収支見積り及び資金計画等(単位：百万円)

① 事業収支見積り [委員限り]	初年度/全体					
	翌年度/全体					
② 算出方法	収入	契約が見込まれる者との間で 予定する契約額を基に算出	契約が見込まれる者との間で 予定する契約額を基に算出	契約が見込まれる者との間で 予定する契約額を基に算出	契約が見込まれる者との間で 予定する契約額を基に算出	契約が見込まれる者との間で 予定する契約額を基に算出
	支出	支出項目ごとに単価を積み上 げること等により算出	支出項目ごとに単価を積み上 げること等により算出	支出項目ごとに単価を積み上 げること等により算出	支出項目ごとに単価を積み上 げること等により算出	支出項目ごとに単価を積み上 げること等により算出
③ 所要資金/調達方法[委員限り]						
④ 業務委託等の有無		—	—	—	—	—
⑤ 自動車輸送等に係る行政庁の許可等		○	○	○	○	○

注：「事業収支見積り」欄の収は収入、支は支出を示す。

「事業収支見積り」欄の「全体」は申請者が行う事業(特定信書便事業を含む。)全体の収支を示す。

特定信書便事業の許可申請の概要2

1 申請者及び事業計画の概要

		1 1	1 2	1 3	1 4	1 5
申請者の概要		(株)アイ・シー・アール 住 所：愛知県名古屋市 代 表 者：今井 重好 他の事業：他に分類されないサービス業	堺南運輸商社(株) 住 所：大阪府堺市 代 表 者：徳田 武志 他の事業：一般貨物自動車運送業	(有)アイズ物流 住 所：兵庫県川西市 代 表 者：大林 誉実 他の事業：貨物軽自動車運送業	(有)サポートシステム 住 所：兵庫県尼崎市 代 表 者：上辻 みち代 他の事業：貨物軽自動車運送業	(株)赤田運輸産業 住 所：岡山県笠岡市 代 表 者：赤田 博文 他の事業：一般貨物自動車運送業等
申請年月日		平成 20 年 2 月 5 日	平成 20 年 2 月 1 日	平成 20 年 2 月 1 日	平成 20 年 2 月 1 日	平成 20 年 1 月 25 日
① 参入分野 (注) 〔2号については 主な提供区域〕	1号		○	○	○	○
	2号					○
	3号	○	○	○	○	○
② 引受けの方法	営業所等			○	○	○
	取集	○		○	○	○
	巡回		○	○	○	○
	定期		○	○	○	○
③ 配達の方法	対面交付	○	○	○	○	○
	受箱等投函	○	○	○	○	○
④ 事業開始予定日		平成 20 年 4 月 1 日	平成 20 年 4 月 1 日	平成 20 年 4 月 1 日	平成 20 年 4 月 1 日	平成 20 年 4 月 1 日

注：1号→90cm/4kg 超の役務、2号→3時間以内の送達の役務、3号→1,000円超の料金の役務

2 3時間審査

① 最長時間経路	始点	/				73.0km
	終点	/				福山市・内海町横山 倉敷市・川辺橋西
② 提供区域の審査	主な送達手段	/				軽四輪自動車等
	引受等時間	/				20分
	実測時間	/				走 122分 合計 142分
	ATIS計測時間	/				走 154分 合計 174分
③ 道路交通法令の遵守		/				○

注：「実測時間」及び「ATIS計測時間」欄の走は走行時間、合計は引受等所要時間と走行時間の合計を示す。

3 事業収支見積り及び資金計画等 (単位：百万円)

① 事業収支見積り 委員限り	初年度／全体					
	翌年度／全体					
② 算出方法	収入	顧客へのヒアリング結果を考慮して算出した推定取扱信書便物数に予定単価を乗じて算出	契約が見込まれる者との間で予定する契約額を基に算出	顧客へのヒアリング結果を考慮して算出した推定取扱信書便物数に予定単価を乗じて算出	顧客へのヒアリング結果を考慮して算出した推定取扱信書便物数に予定単価を乗じて算出	契約が見込まれる者との間で予定する契約額を基に算出
	支出	支出項目ごとに単価を積み上げる等により算出	支出項目ごとに単価を積み上げる等により算出	設備等を共用するその他の事業との収入比により案分して算出	設備等を共用するその他の事業との収入比により案分して算出	設備等を共用するその他の事業との収入比により案分して算出
③ 所要資金／調達方法 委員限り						
④ 業務委託等の有無		○	—	—	—	—
⑤ 自動車輸送等に係る行政庁の許可等		—	○	○	○	○

注：「事業収支見積り」欄の収は収入、支は支出を示す。

「事業収支見積り」欄の「全体」は申請者が行う事業（特定信書便事業を含む。）全体の収支を示す。

特定信書便事業の許可申請の概要2

1 申請者及び事業計画の概要

		16	17	18
申請者の概要		(株)益田市総合サービス 住 所：島根県益田市 代 表 者：中島 謙二 他の事業：貨物軽自動車運送業等	社会福祉法人 熊本市手をつなぐ育成会 住 所：熊本県熊本市 代 表 者：川村 隼秋 他の事業：貨物軽自動車運送業等	富士警備保障(株) 住 所：佐賀佐賀市 代 表 者：宮崎 敏則 他の事業：警備業等
申請年月日		平成20年1月29日	平成20年1月31日	平成20年1月31日
① 参入分野 (注) 〔2号については 主な提供区域〕	1号	○	○	○
	2号		○	
	3号			
② 引受けの方法	営業所等		○	○
	取集		○	○
	巡回	○	○	○
	定期	○	○	○
③ 配達の方法	対面交付	○	○	○
	受箱等投函	○	○	○
④ 事業開始予定日		平成20年4月1日	平成20年4月1日	平成20年4月1日

注：1号→90cm/4kg 超の役務、2号→3時間以内の送達の役務、3号→1,000円超の料金の役務

2 3時間審査

① 最長時間経路	始点		32.8km 熊本市・河内町白浜	
	終点		熊本市・小山町市斎場入口	
② 提供区域の審査	主な送達手段		軽四輪自動車	
	引受等時間		60分	
	実測時間		走 80分 合計 140分	
	ATIS計測時間		走 91分 合計 151分	
③ 道路交通法令の遵守			○	

注：「実測時間」及び「ATIS計測時間」欄の「走」は走行時間、「合計」は引受等所要時間と走行時間の合計を示す。

3 事業収支見積り及び資金計画等(単位：百万円)

① 事業収支見積り 〔委員限り〕	初年度/全体			
	翌年度/全体			
② 算出方法	収入	契約が見込まれる者との間で 予定する契約額を基に算出	契約が見込まれる者との間で 予定する契約額を基に算出	顧客へのヒアリング結果を考 慮して算出した推定取扱信書便 物数に予定単価を乗じて算出
	支出	支出項目ごとに単価を積み上 げる等により算出	支出項目ごとに単価を積み上 げる等により算出	設備等を共用するその他の事 業との収入比により案分して算 出
③ 所要資金/調達方法〔委員限り〕				
④ 業務委託等の有無		—	—	—
⑤ 自動車輸送等に係る行政庁の許可等		○	○	○

注：「事業収支見積り」欄の「収」は収入、「支」は支出を示す。

「事業収支見積り」欄の「全体」は申請者が行う事業(特定信書便事業を含む。)全体の収支を示す。

特定信書便事業の許可申請の審査結果の概要

特定信書便事業の許可申請のあった18者について、審査した結果の概要は、以下のとおりであり、いずれの申請についても適当であると認められる。

なお、申請者のうち、第一種貨物利用運送事業の登録を申請中の株式会社KDDIエポルバについては、当該登録を受けることを本件許可の停止条件とする。

1 事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。

項目	審査概要	適否
引受け	引受けの方法が明確に記載されており、信書便管理規程を遵守する者が差出人から直接引き受けることから、秘密の保護のため適切である。	適
配達	配達の方法が明確に記載されており、信書便管理規程を遵守する者が配達し、受取人に直接引き渡し、又は、受箱等へ投函することから、秘密の保護のため適切である。	適
委託	委託契約書においても、受託者に信書便管理規程の遵守義務が課されており、秘密の保護のため適切である。 (委託予定申請者3者)	適

2 事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

項目	審査概要		適否
事業収支見積り	対象年度	いずれの申請者についても、初年度、2年度とも黒字となる見込みである。	適
	算出方法	収入は、契約が見込まれる者との間で予定する契約額等又は顧客へのヒアリング結果を考慮して算出された推定取扱通数に予定単価を乗じた額としており、適正かつ明確に算出している。支出は、項目ごとに積み上げた額又は兼業する貨物運送事業等との按分等による額としており、適正かつ明確に算出している。	適
3時間審査 (2号役務)	3時間以内に送達可能であることが実測とATISで立証されている。 (2号役務提供予定申請者7者)		適
役務内容が法に適合していること	申請のあった役務内容はそれぞれの役務の種類に応じた法の規定に適合している。		適
委託	特別の事情及び取扱いの責任が明確である。第三者の再委託も禁止されている。		適
協定	特別の事情及び一般信書便役務を提供するためのものではないと認められる。 (協定予定申請者1者)		適

3 事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

項目	審査概要	適否
資金	事業の開始に要する資金の見積りの算出方法が適正かつ明確であり、調達できることについて明確な裏付けのあ	適

	る自己資金により調達することとしている。	
行政庁の許可等	<p>15者については事業を営むために必要な許可等を取 得済みであり、株式会社KDDIエボルバについては事業 開始までに第一種貨物利用運送事業の登録を受けること が確実に見込まれる。</p> <p>なお、株式会社KDDIエボルバについては、当該登録 を受けることを本件許可の停止条件とする。</p>	適

- 4 欠格事由に該当しないこと。
いずれの申請者とも該当なし。